

## 医療総合学科 学科細則

(目的)

### 第1条

この細則は、学則および試験規定、学生規定に基づき、教育効果を促進し、社会貢献に寄与する医療人を育てるために定める。

(進級判定に関する方針)

### 第2条

1. 進級できる者は、当該学年における配置科目の全てを取得し、かつ総授業科目の出席すべき日数に対して出席率90%以上でなければならない(学則第10条2項より)。
2. 学則第10条に定める総授業科目とは、単位履修科目のみならず指定補講および学科行事すべてを含むものとする。
3. 定期試験の評価が不合格(59点以下)の場合は再試験を行う。再試験の評価が不合格の場合は、当該科目の単位を取得することができない。
4. 最終的な進級判定は学則および上記1、2、3項に基づき学校長、常務理事を含む進級に関する判定委員会を設けて判定する。なお、当該配置科目については、最終進級判定会議までにその全てを取得できなければ原級留置となり、留年となる。

(臨床実習に関する方針)

### 第3条

1. 臨床実習に参加できる者は、1年次履修科目を全て修得した者で、実習前判定試験に合格した者とする。なお、実習前判定試験とは、「医療総合Ⅲ」(実習事前指導)の単位認定試験をさす。
2. 当該期の実習開始迄の全出席率が90%を越えている事を参加条件とする。
3. 実習開始迄の全出席率とは1年次の出席と2年次の出席(4月1日～5月31日迄)を合算した出席率を指す。
4. 臨床実習に参加する際は「個人情報保護に関する誓約書」内容を遵守すること。

(卒業判定に関する方針)

### 第4条

1. 卒業判定は学則第10条に基づき学校長、常務理事を含む卒業判定委員会において判定する。
2. 医師事務作業補助者認定試験事前判定試験に合格する事。
3. 医師事務作業補助者認定試験事前判定試験とは、2年次後期に開講する「資格対策Ⅳ」(医師事務作業補助)の単位認定試験を指す。

(学外活動に関する方針)

第5条

1. 学外活動には医療系養成校学生として適切な身嗜み・態度で参加する。
2. 学外活動とは医療総合Ⅰ（ボランティア活動）、医療総合Ⅱ（企業見学）、見学実習、臨床実習・医療総合Ⅳ（企業見学、施設見学）、カリキュラム内での学外での活動を指す。
3. 不適切な身嗜み・態度の際、引率教員が参加の可否を決定する。

(短期大学併修に関する方針)

第6条

1. 短大併修Ⅰ～Ⅳの履修は本校が併修提携している短期大学にて正科生として必要単位修得しなければならない。学士・準学士・短期大学士取得者であっても、本校が併修提携している短期大学にて科目履修生、編入生として必要単位修得しなければならない。
2. 短期大学履修科目、必要単位については学科にて指定する。

(視能訓練士学科1年制への進学に関する方針)

第7条

1. 視能訓練士学科進学コースに在籍する者で卒業時に視能訓練士学科1年制への進学を希望する者は、下記の要件を満たす事とする。
  - ① 1,2年次での視能訓練士学科1年制進学コースの必要な講座（視能学演習Ⅰ～Ⅳ）を受講し評価を受ける。
  - ② 卒業時に学校教育法に基づく短期大学等において2年以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者。
  - ③ JESC 認定生理光学検定に合格すること。
  - ④ 併修生（正科生）は1年次で18単位以上（読替科目を含む）取得しておくこと。

以上

附則

この細則は令和7年4月1日から施行する。